

生活保障論についての覚書き：荒木理論への一途

細見，佳子
九州大学大学院法学研究院：協力研究員

<https://doi.org/10.15017/1798151>

出版情報：九大法学．114，pp.81-96，2017-03-13．九大法学会
バージョン：
権利関係：

研究ノート

生活保障論についての覚書き

— 荒木理論への一途

細見佳子

本稿は、「わが国戦後の社会保障法理論を築き上げたパイオニア」（柳澤二〇〇七a…一五〇）、あるいは「社会保障法学の礎を築いた」（稲森二〇一一…一四）等とされる荒木誠之教授の著作を社会保障法専攻外の筆者が学び、荒木理論を理解しようと試み、筆者なりの整理を行う研究ノートである。

当初、筆者は、荒木教授の社会保障に関する記述を読み、検討することを課題としていた。荒木教授の業績に関しては、良永彌太郎教授と柳澤旭教授が編者となった『労働関係と社会保障法 荒木誠之先生米寿祝賀論文集』（良永・柳澤二〇一三）に著作目録がある。そのリスト上にある社会保障に関連する著書や論文等を収集しながら、読み続ける途上で、最終目標に行き着くためには、筆者が確認しなければならない事

項が多々あった。それらは、荒木教授の論文のタイトルにたびたびあらわれる「法」あるいは「法的」とは何なのかという点、および、荒木教授の生活保障論とは何かということ、さらには荒木教授の社会保障の捉え方である。さらに、既に多くの社会保障法学者による荒木社会保障理論研究があり、学ばなくてはいけないことも多かった。本稿では、荒木教授の社会保障に関する考え方を検討する前提作業である、これらの課題を不十分ながらも、とり上げることにしたい。

まずは、荒木理論に関する社会保障法学者による評価について素描し（１）、次に、荒木教授による社会保障法論の中で「法的」なものに関する記述を簡単に確認し（２）、さらには生活保障論をみていき（３）、荒木教授による社会保障に関する記述をとりあげ（４）、荒木教授による最も初期の二作品を見る（５）ことにより、荒木理論を理解する道筋を得たいと思う。

1. 社会保障法学者による荒木理論研究

(1) 荒木社会保障法学の樹立

荒木教授は、わが国の社会保障法学研究の黎明期の状況を次のように述べている。

社会保障制度審議会勧告が出された昭和二五年当時は「社会保障を主たる研究テーマとする法学研究者はきわめて少なく、経済学者が外国の制度や政策を紹介する程度であった。わが社会保障制度が一応の基礎をかためたのは、昭和三五（一九六〇）年ころであった」（『荒木一九九九』i）。

このような状況における「荒木社会保障法学の樹立」について、菊池馨実教授は次のように語っている。

「社会保障法はその創始期にあつて、法体系論を主戦場として、労働法との関係で学問的自立を図ることが主要な理論的関心事であつた。この点につき大きな役割を果たしたのが荒木誠之である。荒木は、従来の制度別体系論を、法的な吟味

がないうえ、相互のどのような関連で社会保障法を構成しているのか理論的検討がなされていないとして批判し、いわゆる給付別体系論を提示した。この法体系論は、生活保障を必要とする原因と、それに対応する保障給付の内容・性質によって、所得の喪失を要保障事故として金銭給付を行う所得保障給付（これはさらに生活危険給付と生活不能給付に分かれる）と、心身の機能の喪失又は不完全によつて生ずる生活上のハండిキヤップに対して、社会サービスを行うための生活保障給付からなる。その際、荒木は、『社会保障が、公的な生活保障をその核心とする以上、生活保障を受ける条件として拠出が要求されるか否かは、本質的というより技術的な問題である。社会保険において、すでに拠出義務の緩和がなされている事実は、その一例である』『拠出の問題は、給付の構造・性格に関連させて考察すれば足り、それ自体を独自の法的要素と認める必要は乏しいと考える』とし、社会保障における拠出は本質の問題ではなく技術的問題に過ぎないと捉え、拠出ひいては社会保険の仕組みそれ自体にそれほど大きな法的意義を認めなかった。¹⁾ただし同時に、『拠出制をとるか否かが社会保障の本質に直接かわる問題ではないとすると、拠出義務の存否によつて、社会保障の構造を基本的に体系づける

のは、制度論としてはともかく、法体系の問題としては、それほど重要な意味をもたない⁽²⁾と考える。ただ、抛出处をとるときは、そこに保険的技術からくる特殊の意味づけ又は性格がともなうことは否定できない』とも述べている。ここから明らかのように、荒木の主たる関心事が法体系論の樹立にあったことは間違いないとしても、決して社会保険という法技術そのものの探求や、抛出と給付の構造・性格の分析が不要であると述べていたわけではない点に留意する必要がある」（菊池二〇一一・一二三―四）。

つまり、菊池教授によると荒木教授の生活保障理論は、生活保障が必要な原因と給付内容・性質をもとに、所得保障給付（生活危険給付と生活不能給付）と、生活障害給付に分類するものであり、税による制度か、保険による制度かというような区分には意義を認めない（荒木教授自身も自らの学説について、「制度的技術の側面ではなくて生活保障給付の性格と機能とに着目して、所得保障給付（これはさらに生活危険給付と生活不能給付に分かれる）」と生活障害給付（医療給付、リハビリテーション給付、保健給付）から社会保障法を構成する立場」（荒木一九七二・四三・同一九八三b・一三〇）と

述べる）。ただし、法体系の問題としては重要ではないが、保険料の抛出があるかないかが、保険的技術から生じる特色として法制度に現れることは無視しえないということであろう。

菊池教授は、「社会保険に対する法的関心が必ずしも高くなかった荒木説」（菊池二〇一一・一二四）と評している。そして、「荒木説を批判する文脈において、社会保険を法的に再評価する理論動向」（同・一二五）として初井常喜教授の学説をとりあげる。初井教授によると、社会保険・公的扶助などの社会保障の制度概念は、「法的考察」における分析に必要不可欠なものであり、社会保障の法理論的体系化において要となる権利の規範構造は、保障方法なしには考察しえない（初井一九七二・七八―九）。

この初井教授の法理論に対して荒木教授は、初井「教授の立場と私見との間には、まったくといってよいほど差異はないといわねばならない」（荒木一九七二・四四・同一九八三b・一三二）と述べた。

このような「荒木社会保障法学の樹立」（菊池二〇一一・一

二三) において、荒木教授自身も「著者の基本的な考え方と体系論を述べた最初の論文」(荒木一九八三b・iii)と位置づけるのが、『熊本法学』五号(一九六五年)と六号(一九六六年)に掲載された「社会保障の法的構造——その法体系試論(一)(二)」である。稲森公嘉教授の「社会保障法理論研究史の一里塚——荒木構造論文再読」(稲森二〇一一)は、この論文に焦点をあてて、検討した論文である。

(2) 荒木理論研究

荒木教授の理論研究については、既に引用した良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法 荒木誠之先生米寿祝賀論文集』が重要となる。この著書は、荒木「先生の社会保障の法理論の一つの特色が労働法あるいは労働関係との相互関連性に向けられていたという理解」(良永・柳澤二〇一二・iv)のもとに、荒木教授に「大学院で指導を受けた者を中心として」(同)執筆されたものである。労働者保険・労災補償・求職者法などとともに、生活保護や社会福祉サービスについても検討されている。

柳澤教授の業績としては、この記念論文集の前に記された二〇〇七年の三論文(「荒木『社会法』理論の基点と展開

——労働関係(労働法)から社会保障法へ」『山口経済学雑誌』第五五巻五号、「荒木『社会法』理論の展開と到達点——労働条件法理から生活保障法理へ」『広島法学』第三一卷一号、「荒木『社会法』論の法的構造と特質——社会保障法から労働法へ」『山口経済学雑誌』第五六巻二号)が重要である。また、これらの柳澤論文を検討した、同じく二〇〇七年の山田晋「荒木理論にとって社会保障法とは何か——柳澤旭教授・三論文に学ぶ」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』第一二七号がある。

2. 荒木理論における「法的」なもの

荒木理論において、「法的」とはどのようなものなのか。荒木教授も記されているように、社会保障法学は比較的新しい学問分野であり、社会保障制度の創成期においては、主に経済学者が制度の解説を行っていた。徐々に社会保障法学を形成していく過程にあって、荒木教授は「法的」なものを強く意識して執筆されていたように見受けられる。実際、荒木教授の論文のタイトルには、「法的」という言葉が多く使われて

いるように思う⁽⁵⁾。政策論・制度論が展開される社会保障を
対象として、いかに法論が展開されるのかを見ることは、法
とは何かを考える上でも有益であろう。荒木教授にとつて法
とは何であるのか。

荒木教授は、法について端的に次のように述べられる。

「社会保障の法体系を考えるにあたっては、まず、社会保障
とはなにかという問題を、政策論や制度論としてではなく、
法のレベルではつきりさせておく必要がある。法とは、権利・
義務の関係を規律する規範である。法の世界で社会保障とは、
いかなる権利・義務の関係がいかなる当事者の間に生じてい
るかをたしかめること、いいかえると社会保障の法的定義を
明確にすることが、その法体系を考える前提作業となる」(荒
木一九八三a・二二三)。

「法とは、権利・義務の関係を規律する規範である」という
捉え方は、もちろんオーソドックスである。このオーソドッ
クスな捉え方から、社会保障法も次のように捉えられる。

「社会保障法は、国民の生存権（憲法二五条）実現の法であ

る。生存権とは、国民が国に対して『人たるに値する生活』
を保障される権利である。……生存権は、現実に国民の生活
を確保^{マツ}ある措置が立法上講ぜられてこそ、その具体的な法的
効果をもつ。社会保障法はこの生存権を基礎として、さらに
高度の生活権の実現を目的として国の国民に対する生活保障
義務をめぐる具体的な法関係を定める法である。いいかえ
ると、国民が国に対して生存権生活権の保障を請求する法関係
が、社会保障法の内容をなす。その意味で、社会保障法の法
関係の当事者は、国（またはその授權をうけた地方公共団体）
である」(荒木一九六六a・一四―一五)。

3. 荒木誠之教授の生活保障論

ここでは、荒木教授の生活保障論について見てみることに
したい。まず、荒木教授は、一九九六年に編者として出版し
た『テキストブック生活保障論』において、社会保障の特質
について次のように述べる。

「社会保障は、生活をおびやかす危険に対して備える制度で
あるが、制度が社会保険を中心として構成されていることで

も解るように、その内容は傷病や失業・老齢などの事故や状態が発生したのちに行なわれる事後的な措置を特徴としている(「荒木一九九六・三三」)。社会保障制度の構成は、各国によって違いがあるが、日本では、一九五〇年の「社会保障制度に関する勧告」により構成されている。「この勧告は、社会保障の中心に拠出制の社会保険をおき、これを補充するものとして無拠出の公的扶助を、また生活の破綻にたいしては社会福祉を、さらに健康維持のためには公衆衛生をおく、というものであった。つまり四部門からなる制度構成をとったのである(「同・三・四」)。国によって違いがあっても「いずれにせよ社会保障を国民生活安定のかなめとする点では共通している(「同・四」)。

ここから生活保障論が導き出される。「社会保障が国民生活を安定させる制度として、どのように機能しているかをみると、……生活危険や生活上の障害が発生したときの支えということである。……生活保障を事後の救済のみならず、事前の予防をふくめた生活安定の施策および制度として構想するとき、社会保障とそれに密接な関連をもつ諸制度を一体としてとらえる必要がある(「同」)。例えば、職場の安全衛生の確保と労災補償給付との関係、空気や水の汚染防止・伝染病予

防と医療給付との関係などである。

但し、生活保障論はまだ確立への途上にある。「『生活保障』の観念は、いまだ学問的にも制度的にも確立されたとはいえない。だが今後しだいにこの考えが定着することを期待したい。おもうに、社会保障の制度が体系・内容ともに一応できあがり、いま高齢社会への対応が主要な政策課題となる段階では、社会保障自体の発展の余地が狭くなるのは否定できないであろう。しかし『揺りかごから墓場まで』の生活の保障への要求は高くこそなれ、低下することはあるまい。そこで社会保障をも包み込んだ、より広い生活保障の観念を立て、その視点から現実問題に対処する方策を展開することが求められるのではなからうか(「同」)。

このように、荒木教授の「生活保障」は、社会保障を包摂する、より広い概念となっている。社会保障制度が一応の完成を見て、高齢社会による財政支出を抑えることが主要課題となる段階では、社会保障を発展させるよりもむしろ、制度を見直し縮小化が図られるであろう。しかし、国民の生活保障への要求は低下することはない。そうすると、社会保障よりも広義の生活保障観念によって、現実問題に対処するのが

望ましいということである。

もう少し詳しく見てみよう。生活保障論においては、社会保障制度のみならず、それにかかわる諸制度が視野に入れられる。

まずは、職場の安全と雇用の確保である。「労働生活上の危険に対しては、社会保険が労働災害・失業への給付を用意しているが、これらの危険を未然に防止するには、労働法による各種の措置が講じられねばならない。それらの措置が確保されてはじめて、労働保険給付の充実も可能になる」（同…六）。各種措置としては、労働災害の防止と雇用の安定があげられる。

次に、生活環境の保全である。「環境の保全は生活保障に与える基礎的条件といわねばならない」（同…七）。公害規制、食品衛生、清掃行政、伝染病や薬物の予防措置、さらにはグローバルな問題対策としての国際的な協定が視野に入れられる。

さらには、消費生活の安定も考慮される。「生活保障の観点からは、消費者の不利益を未然に防止し、被害を少なくする消費者保護の制度を確立しておく必要がある」（同）。カルテ

ルやトラストの規制、公正取引委員会による禁止によって、消費者の利益保護が図られる。「これらの消費者保護の法制度は、……消費者の生活安定をはかるという観点からすれば、生活保障の法に属するといえることができる」（同…八）。また、「消費者が自主的に生活利益を確保しようとする活動として、生活協同組合がある」（同）。

荒木教授は、このように展開される「生活保障の諸制度は社会保障を核心にしながら、それとの密接なかわりをもつて発展してきた」（同）と述べ、「生活保障の必要は、今後ますます大きくなるはずである。これを発展させ、その体系的整備を進めるには、生活保障を一個の政策目標として掲げ、同時にこれを理論的に支える原理を構築する必要がある」（同）とする。

4. 荒木教授の社会保険に関する捉え方

（1）『社会保障の法的構造』

荒木教授は、『社会保障の法的構造』の第一章で社会保険について次のように述べる。

① 社会保険の原型たる労働者保険

「社会保険の原型は、労働者保険である。社会保険の出現に先立って……労働者の自救組織が相互扶助の原則によって設けられ、不慮の事故に対する積立てと救済金の支給が行なわれていた。社会保険立法は、これらの自救制度に使用者の拠出と若干の国庫負担を導入し、公的制度へ発展させて労働政策の一環を担当させるに至った」（荒木一九八三b・五一六）。

② 労働者保険の非労働者への拡大適用

荒木教授は、「労働者保険のもつ伝統的要素は、社会保障の制度的確立にともなう社会保険の一元化、及び社会保険と公的扶助との接近という現象にもかかわらず、基本的にはいぜんとして変化していない。労働者保険の社会保障体系への統合・包摂は、労働者保険の性格・機能を根本的に左右するものではないからである。この点を前提として、労働者保険の社会保障への統合の意味は何であるかを考えるとき、それは、労働者保険のもつ、労働者の生活保障としての機能、及びこの機能を担保する制度的構成の特色を、非労働者層を対象とする他の諸制度のもつ同様な機能及び制度的特色と有機的に

結合させるところにある。……社会保険の制度的統一化現象をもつて、たんに技術的なものにすぎないとみることも可能であろうが、むしろ社会保険としての労働者保険がもつところの社会的扶養たる性格が、他の社会保険との制度的統一の核心となっている点を重視すべきである」（同…六一七）と述べる。

③ 非労働者を対象とする社会保険の法的性格

荒木教授によると、「非労働者を対象とする社会保険——

農民・漁民・自営者等が中心となるから自営者保険と称する——は、……労働者保険のもつ生活保障的目的と技術を応用することによって成立した。したがって、生活保障の基盤を労働関係のような特定の生活関係に固定せず、労働関係を除外した生活一般に求め、生活保障の責任主体も、直接的に全体社会そのものとされるのである。……労働者保険と自営者保険とは、前者が労働関係法理の強い浸透をうけるのに対し、後者が労働関係から断絶しているという意味において、同質化しえない要素を有する。しかし、社会保障の制度的体系において、労働者保険と自営者保険とが、社会保険制度として統一的な領域で取り扱われているのが実情である」（同…八）。

④ 生活保障給付としての社会保険の特色

次に、この労働者保険と自営者保険との制度的統一性の法的根拠を荒木教授は検討する。「社会保険は、保険の技術を利用した所得保障の制度である。そして、所得保障の目的を、私法的契約の平面においてでなく、公法的給付によって実現するところに、受給者の生活条件をめぐる契約関係の多様性にもかかわらず、社会保険の制度的統一性の可能性が存するのである」（同…九）。

「社会保険制度が、労働能力喪失を保険事故とし、これに対する保険給付により、被保険者の生活保障を行なう制度とすると、労働能力喪失の社会的・法律的性格が、社会保険における労働者保険と自営者保険との無原則的統合を不可能としている反面、生活保障ニードと生活保障態様の共通性が、両保険を社会保険として他の生活保障制度と区別させる基礎となっている」（同）。

さらに、生活保障のニードは、労働能力の喪失から生ずるとして、生活保障給付として、社会保障のもつ特色は、次の諸点に認められると言う。それは、第一に、「社会保険においては、生活保障給付が、定型化され、必ずしも被保険者の現実的必要度と一致した給付が行なわれるのではない。すなわ

ち、保険給付は、労働者保険においては一般に、被保険者たる労働者の賃金収入の一定比率とされており、自営者保険においては、定額給付が原則とされている」（同）。第二に、「社会保険は、被保険者の拠出義務を前提として、保険給付を行なうのが原則である」（同…一〇）。それは、社会保険が、「沿革的には、相互扶助的共済制度に由来するものである」（同）る等の理由による。

（2）『社会保障法読本』

荒木教授は、まず第一章第一節にて、「社会保険から社会保障へ」と題し、説明している。

まず、「労働政策の一つとしての社会保険と、国民政策としての社会保障という対照は、……資本主義経済の変化、したがってその必要とする社会政策の質的变化を象徴している」（荒木一九八三a…三三四）。

次に、「フランスの学者ピエール・ラロックは一九四八年にその論文を『社会保険から社会保障へ』と題してILO（国際労働機関）の機関誌に発表した」（同…五）と紹介する。また、ILOの『社会保障への途』（Approaches to Social Security, 1942）をとりあげて、社会扶助と社会保障とが、互いにます

ます接近しており、究極的には合体し結合するであろうという説を紹介している。

さらに、抛出制と無抛出制について論じ、「歴史的には抛出制と無抛出制とは性格の異なる別個の制度として形成されてきたのであるが、現代の社会保障では両者の差異は相対的なものとなり、いずれの方法をとるかは各制度の目的と機能に依りて選択的に決定しうるのである。ただ現実問題としては、抛出制による所得保障給付体系が制度の中心部分となるであろう」（同…一二）と述べる。

抛出制＝社会保障か、無抛出制＝社会保障以外かという差異は、重要ではないという見解を示しながらも、社会保障が制度の中心となることを認める記述である。

但し、「要保障事由のもつ保障ニーズの内容・性質と、これに対応すべき保障給付の内容・性質とを法的に分析し、そこから社会保障の法体系を理論的に導き出すことができる」（同…一二三）という主張である。

（３）『生活保障法理の展開』

荒木教授は、わが国で介護保険制度が導入されて、介護が福祉措置（無抛出制）から社会保障給付（抛出制）へ転換し

たことを検討している。「それが制度上で無抛出の福祉サービスとされるか、抛出制の社会保障給付とされるかは、目的実現に当たつての手段選択の問題にすぎない」（荒木一九九…一五九）としながらも、「社会保障の中心的部分を構成している社会保障」（同…四八）とも述べている。

（４）荒木教授の生活保障理論における社会保障

不十分ながらこれまでの検討から何が言えるであろうか。

荒木教授は、「給付事由別体系論を提示して」（良永二〇一三…二）おり、社会保障が採用されるかどうかは、「技術的手段についての選択の問題」（荒木一九八三a…二三八）に留まる。ある保障が、「制度上で無抛出の福祉サービスとされるか、抛出制の社会保障給付とされるかは、目的実現に当たつての手段選択の問題にすぎない」（荒木一九九…一五九）としながらも、「社会保障の中心的部分を構成している社会保障」（同…四八）と述べる。社会保障という仕組みには積極的な価値はなく、所得の喪失に対する保障形態を社会保障方式で行なうかどうかは、「理論的に決まるのではなく、技術的手段についての選択の問題である」（荒木一九八三a…二三八）。それは、ただ単に「機能に依りて適当」（同）であれば、選択される

だけのものである。

5. 初期荒木社会保障理論の二作

『荒木誠之先生米寿祝賀論文集』の著作目録を見ると、荒木教授による初期の諸論文（一九五〇年～一九五七年）は、労働法に関連するものである。現在、社会保障法で扱われている内容に関する最初の荒木教授による論文は、一九五八年の「災害補償理論の展開」（『季刊労働法』第二七号）となろう。^⑥また、タイトルに「社会保障」がつけられた最初の論文は、一九六五年の「社会保障と医療」（『健康保険』第一九巻七号）である。ここでは、この二つの論文に着目することにする。

（1）「災害補償理論の展開」

荒木教授によると、災害補償制度に対する法的考察は、初期には公法・私法学者・実務家が、後には労働法学者が行ってきた（荒木一九五八・二）。これら「戦前戦後の立法及び学説の問題点を明らかにし」（同・三）、検討しているのが、ここでとり上げる「災害補償理論の展開」である。この検討に

より、「制度の法的本質に対する私なりの把握を進めることができ、また現在の諸学説の意義を理解することにもなるうと思う」（同・二）と荒木教授は述べる。

荒木教授は、まず、災害補償制度に関する私法学者の理論に対して批判する（同・六～八）。私法学者が、「扶助を不法行為の特則たる無過失損害賠償責任とし、私法理論との統一を行ったことを認めうる」（同・七）としながらも、「無過失責任としたことにより、不法行為の原則と相異なる点は分るが、その根拠としては、もろもろの企業責任につき述べられる危険責任や原因責任あるいは具体的衡平主義等が示されるのみで、労働災害の社会的意義に全然ふれていないのである」（同・七～八）と述べる。また、扶助の法的性質を論じるにあたり、公法的義務を強調するあまり、私法的側面を全否定してしまう学説については、「被害労働者は、反射的利益の享受者たる地位にしりぞけられることになる」（同・八）ため、「無過失責任論よりも更に制度の本質から遠ざかるものといえよう」（同）とする。

これらに対し、労働法学者による理論では、「第一次大戦後、個人主義法理に対する反省が社会法の思想をうみ出し、

個人法理に対する社会法理論が展開され、……法理家の理論的解明が行われるようになった」(同…八一九)。そして、災害補償に関して詳細に論じたのが、荒木教授の師である菊池勇夫教授だと紹介する。菊池教授は、「災害補償を団体的扶養義務として把握し、扶助もそのような性質のものと論ずる。

即ち、労働者は生産面においては一個の労働力であるが、それ以外の面では一生の生活を営む社会人であり、社会人としての人間の消費生活は労働力としてこれを充用する生産組織から供給保障さるべきこと、従って、労働力として蒙る社会人たる立場の不利益は、生産組織においてこれを填補する責任を生ずるのであり、それは単なる道義や恩恵ではなく法的義務であると説く」(同…九)。これについて荒木教授は、「菊池説の考察態度は、扶助の解釈技術の平面にとどまらず、立法の基礎に立ち返ってその法的本質を明らかにすることにより重点がおかれ、従って団体的扶養義務とすることにより生ずる新たな諸問題の検討は、その方向を示唆したにとどまった」(同…九一〇)と述べる。

荒木教授は、次のように菊池説を批判する。「菊池教授の社会法理論による団体的扶養義務説」(同…一四)は、「企業組織が一つの生産共同体としての性質をもつとすることは、論

理的には生産過程における資本と労働との本来的利益対立を捨象することになりはしないであろうか」(同)。荒木教授は、資本と労働は対立するものであり、企業が「団体的扶養」を行うということは理想にすぎず、現実的ではないと考えているようである。そして、「災害補償の生活保障たる本質は、必ずしも企業経営組織の団体的扶養として構成する必要はなく、むしろ国家自体の生活保障義務に求むべきものではなかろうか。それはまさに生存権の保障に由来する制度と考える」(同…一五)と自論を述べている。このことから、筆者は、荒木説の特徴が、国家による生活保障義務の強調にあり、その基点は憲法に保障された生存権の保障に存すると考える。

荒木教授は次のように続ける。「近代法の下において、個人の生活は社会構成員の責任とされる。然し資本制経済組織の下においては、自己の怠慢や過失によらざる原因によって生活の基礎が脅かされる。従って国民の生存に対する要求は、それが生存権として法的確認をうけない段階においても、何らかの方策により国家の措置を必要ならしめる。特に賃金労働者については、彼等が労働運動により自己の生存の要求を規範的意識に高め、個別資本に対してこれを主張するとき、国家は失業立法や災害補償立法を行い、その要求に漸次応じ

て行くことになる。勿論そこにはもろもろの要素が介在するし、これに適応した思想的粉飾が附着させられるのであり、これが生存権の保障として法的に明瞭になるのは資本の独占段階に入ってからであり、労働者のみならず国民の各層において生活の脅威が現実化する時期である。災害補償が社会保険と結びつけられ、更に社会保障の一環として編成されるに至る傾向は、このことを示すものに外ならない。災害補償を生存権の保障に基礎をおくものとするとき、問題となるのは、その労働法的特質を稀薄ならしめることになりはしないか、法規の解釈や各種の補償の具体的適用につきいかなる意義をもつかを明らかにしなければならない。……私は労働力の問題も主體的権利として構成することにより、使用者の責任の根拠と統一的に把握しようと考える」(同)。

すなわち、個人の自己責任によらない原因による生活の基礎に対するリスクがあるゆえ、国民が「生存権として法的確認をうけない段階」(同)でも、国家による措置が必要となる。特に賃金労働者による労働運動の高まりにより、「国家は失業立法や災害補償立法を行」(同)うことになる。これが後に「生存権の保障として法的に明瞭にな」(同)り、賃金労働者以外にも拡張される。災害補償を、労働法ではなく憲法の生

存権保障に基礎をおくことができる。「労働力の問題も主體的権利として構成することにより、使用者の責任の根拠と統一的に把握しようと考える」(同)ということになる。

(2) 「社会保障と医療——医療の社会化にともなう諸点について」

荒木教授は、まず、私的な関係にあった医療が、社会保険化することにより、公的・社会的な関係に変容したと述べ、これを「社会保障制度の医療に対する接近・吸収」であるとする(荒木一九六五a…八)。

次に、社会保障における医療の現状として、荒木教授は以下のように述べる。一九七一(昭和四六)年以降、日本医師会によるいわゆる保険医総辞退が問題となったが、荒木教授は医師の立場に理解を示すと共に、医療制度のあり方について次のように述べる。「医療が、国民の生活保障の手段として、社会保障の体系に組み入れられている現状においては、医療制度のあり方は、……国民全体の生活に直接つながる問題として処理されなければならない」(同…一一)。

さらに、医療保障と医療制度について、社会保障としての医療の給付は、医療機関や医師が指定の辞退および登録の抹消を行えば、「実施できないことになり、社会保障体系は、そ

の重要な領域において半身不随となるであろう」(同…一二)とする。この問題を「法的に考察するならば、究極的には、基本的人権としての生存権の保障にかかわるものといわざるをえない。『健康で文化的な最低限度の生活』(憲法二五条一項)の保障は、医療を必要とする場合に、国の定める社会保険または公的扶助によつて、迅速かつ十分な医療を保障されることでなければならない。……現行法の定める医療保障が、医療機関や医師の保険医療または医療扶助の実施機構からの離脱によつて否定されるならば、それは国の責任たる医療保障が実現されることを意味し、国民は生存権を侵害されたといふべきである」(同)と述べる。

続けて、「国民は、自分の医療保障が否定されるとき、いかなる救済を国に求めうるであろうか。現行制度においては、有効な救済手段はないといわざるをえない。社会保障の一環としての医療保障を全国民に確保するという点からいえば、現在の保険医療機関および保険医の制度は、はなはだ不合理である。『公共の福祉』によつて、基本的人権の制約さえ認めうるとする現行憲法のたて前からいつて、国民の生命・身体の安全を無視するがごとき事態については、当然法律的にこれを防止する規定を設ける必要があると考えられる。つまり、

保険医療機関の指定および保険医の総辞退について、なんらこれに対処すべき法規定を用意しない現行制度は、『公共の福祉』の内容として、国民の生命・身体の安全を考えたことになるのではなかろうか。国民の生存権保障が、医療実施機関の動向によつて左右される事態は、基本的に再検討されるべきであろう」(同…一二一三)と述べる。

この論文においても、国家の生活保障義務が強調されており、なぜ国家が義務を負うかという根拠は、憲法に保障された生存権規定に存するとの見解であるように思われる。

むしろにえて

まず、荒木教授の著作や論文を読み続けるなかで、憲法二五条が規定する生存権に依拠した社会保障が強調されているように思われる。⁽⁷⁾ 荒木教授は、法とは権利義務の関係であると、度々述べておられる。過度な単純化であり、批判を受けることを承知で述べるならば、次のように考えられよう。まず憲法二五条の生存権規定があり、社会保障においては、国は国民に社会保障を提供する義務があり、国民には社会保障

サーヴィスを受給する権利がある。社会保障法学者は、しばしば、公的扶助と社会保険を対峙させて、無拋出の公的扶助よりも、拋出制の社会保険の方が権利性が高いという議論を提示される⁽⁸⁾。しかし、生存権という確固たる権利を想定すれば、両者に権利性の高低をつける必要がない。それが、制度別体系論をとらない荒木理論に繋がる一因であるように思われる。本稿では、印象の域を超えることはできないが、今後、このことを荒木教授の著作や論文を通して裏付けることを課題としたい。

専門外の者が、浅い知識で、的外れのおそれが高い文章を公表することにはためらいがあるが、このたいへん稚拙な作業を通して、今後の研究の土台となれどと希望する。本稿においては、諸学説につき誤解や不理解で不適切な要約があることを恐れるが、諸先生方のご寛恕と御叱正をお願い申し上げる次第である。

参考文献

荒木誠之 一九五八「災害補償理論の展開」『季刊労働法』第二七号。

一九六五a「社会保障と医療——医療の社会化にともな

う諸点について」『健康保険』第一九巻七号。

一九六五b「社会保障の法的構造——その法体系試論(一)」『熊本法学』第五号。

一九六六a「法体系としての社会保障」『週刊社会保障』第二〇巻三六二号。

一九六六b「社会保障の法的構造——その法体系試論(二)」『熊本法学』第六号。

一九七〇「社会保障法」ミネルヴァ書房。

一九七二「社会保障の法体系と権利——梶井常喜著『社会保障法』の理論にふれて」『季刊労働法』第八四号。

一九八三a「社会保障法読本」有斐閣。

一九八三b「社会保障の法的構造」有斐閣。

編 一九九六「テキストブック 生活保障論」法律文化社。

一九九九「生活保障法理の展開」法律文化社。

稲森公嘉二〇一一「社会保障法理論研究史の一里塚——荒木構造論文再読」『社会保障法研究』第一号。

菊池馨実二〇一一「社会保障法学における社会保険研究の歩みと現状」『社会保障法研究』第一号。

二〇一四「社会保障法」有斐閣。

西村健一郎二〇一三「労災保険の発展と労災補償についての荒木理論」良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法 荒木誠之先生米寿祝賀論文集』法律文化社。

梶井常喜一九七二「社会保障法」総合労働研究所。

山田晋二〇〇七「荒木理論にとって社会保障法とは何か——柳澤旭教授・三論文に学ぶ」明治学院大学社会学・社会福祉学研

究第二二七号。

柳澤旭二〇〇七a「荒木『社会法』理論の基点と展開——労働関係（労働法）から社会保障法へ」山口経済学雑誌第五五卷五号。

——二〇〇七b「荒木『社会法』理論の展開と到達点——労働条件法理から生活保障法理へ」広島法学第三二卷一号。

——二〇〇七c「荒木『社会法』論の法的構造と特質——社会保障法から労働法へ」山口経済学雑誌第五六卷二号。

良永彌太郎・柳澤旭編二〇一三『労働関係と社会保障法 荒木誠之先生米寿祝賀論文集』法律文化社。

良永彌太郎二〇一三「社会保障法における労働者保険の相対的独自性——荒木教授の所説について」良永彌太郎・柳澤旭編『労働関係と社会保障法 荒木誠之先生米寿祝賀論文集』法律文化社。

注

- (1) 菊池教授による原典注（一六）＝「荒木誠之『社会保障の法的構造』一七頁（有斐閣、一九八三年）。同『社会保障法』三七頁参照（ミネルヴァ書房、一九七〇年）」（菊池二〇一・一二四）。
- (2) 同じく原典注（一七）＝「荒木・前掲『社会保障の法的構造』一七頁注（一六）」（同）。
- (3) 「さらに」は、荒木一九七二では「更に」となっている。
- (4) 「差異」は、荒木一九七二では「差違」となっている。

(5) 荒木教授の「法的分析」とは何かについては、良永二〇一三・一一を参照されたい。

(6) 但し、荒木教授は労災保険の社会保障化論に批判的であり、「労災保険の他の社会保険に対する相対的独自性」（西村二〇一三・五四―五）を示された。

(7) 米寿祝賀論文集にも、荒木「先生の研究の基本にあったのは、憲法の社会的基本権とくに第二五条の生存権理念を一貫して重視し、この理念の実定法における浸透と定着を法理的に解明しかつ推進することにあつたと考えられます」（良永・柳澤二〇一三・ii―iii）とある。

(8) この議論の詳細については、菊池二〇一四・二六―七等を参照。